

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 総務課

許認可等の内容		情報公開の請求に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市情報公開条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市情報公開条例第10条第1項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 5年 9月26日最終変更
	標準処理期間	15日以内（不備の補正に要した日数は含まない。）
審査 基準	根拠条項	栃木市情報公開条例第5条、第6条及び第8条
	参考事項	栃木市情報公開条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 5年 9月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 情報公開（(6)に掲げるものにあつてはそのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求できるもの</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 市内に存する事務所又は事業所に通勤する者</p> <p>(4) 市内に存する学校に在学する者</p> <p>(5) 市に対して納税義務を有するもの</p> <p>(6) 上記に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの</p> <p>2 公開できない情報</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めにより又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規</p>	

定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、調査等(以下「審議等」という。)又は協議に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又

は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(7) 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報

3 公開請求に対して、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。